

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業に関する協定書

高松市総合都市交通推進協議会（以下「甲」という。）及びことばバス株式会社（以下「乙」という。）は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）（以下「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」という。）を受けて実施する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持改善事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持改善事業により、持続可能な公共交通ネットワークが構築され、地域公共交通ネットワークの充実を図ることを目的とする。

（相互協力）

第 2 条 甲及び乙は、地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持改善事業の補助対象となる路線の運行に関して、誠意をもって相互に協力するものとする。

（有効期間）

第 3 条 この協定の有効期間満了の日は、令和 7 年 3 月 3 1 日とする。ただし、期間満了の前日 1 か月までに、甲、乙いずれからも異議の申し立てがないときは、この協定期間満了の日の翌日から起算して、さらに 1 年間期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を変更することができる。

（甲の役割）

第 4 条 甲は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号、国鉄財第 368 号、国鉄業第 102 号、国自旅第 240 号、国海内第 149 号、国空環第 103 号）（以下「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、地域公共交通計画に添付する書類（以下「地域公共交通計画別紙」と

いう。)を作成するものとする。

(2) 地域公共交通確保維持改善事業実施要領(平成23年4月1日国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号)第8の規定に基づき、事業評価を実施するものとする。

(3) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る交付申請及び受入を行うものとする。

(4) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額を乙に支払うものとする。

(乙の役割)

第5条 乙は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 地域公共交通計画別紙に基づき、路線の運行を行うものとする。

(2) 地域公共交通計画別紙の作成及び事業評価の実施に当たり、必要な資料を甲に提供するものとする。

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額の納入)

第6条 甲は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の受入後、乙の請求に基づき、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額を乙に支払うものとする。ただし、支払に係る手数料は乙が負担するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額を支払わなければならない。

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額の取扱)

第7条 公共交通ネットワークバス運行事業に関する補助基準第8条第1項に規定する多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向けた効率的な公共交通ネットワークの構築に資するバス路線に当たっては、公共交通ネットワークバス運行事業に関する補助基準第8条第1項に規定する運賃等収入の額に、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額の額を含めなければならない。なお、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額の2分の1を4月の運賃等収入の額として、残る2分の1を10月の運賃等収入の額として計上する。また、千円未満の端数については、10月の運賃等収入の額として計上する。

(事業損失等)

第8条 計画の改定に係る業務に伴い事業損失等が生じた場合は、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲及び乙が協議の上、処理するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市総合都市交通推進協議会
会長 土井健司

乙 高松市朝日町四丁目1番63号
ことでんバス株式会社
代表取締役社長 石川雅章

